

VII. 産業振興施設

1. 産業施設

(1) 物産販売施設等

ア. 施設概要

郡上市の農林業者の所得の増加と生産意欲の向上を図るとともに、農林産物、特産品等の地域食材を広く供給し、地域産業の振興と地域の活性化に役立てるための拠点として、大和、白鳥、高鷺の3地域に6施設を設置しています。

番号	施設名称	複合機能	地域	備考（指定管理者）
①	郡上旬彩館やまとの朝市	—	大和	市が出資する第三セクター
②	ぎふ大和パーキングエリア 上り線道路サービス施設	—	大和	
③	白鳥木遊館	道の駅	白鳥	公共的団体（観光協会、森林組合等）が出資する株式会社
④	農林産物販売施設 三白の里ふれあい市場	—	高鷺	観光協会
⑤	ひるがの高原サービスエリア 地域食材供給施設	—	高鷺	市が出資する第三セクター
⑥	新規作物等定着促進施設 ひるがの物産館	—	高鷺	観光協会

イ. 現状と課題

対象施設	建築年 (年)	経過 年数 (年)	耐用 年数 (年)	延床面積 (㎡)	職員数 (人)	運営 形態	支出額 (千円)	収入額 (千円)	利用者数 (人)
①郡上旬彩館やまとの朝市	2010	9	17	325.38	—	指定 管理	0 (49,901)	0 (50,132)	131,000
②ぎふ大和パーキングエリア上り線道路サービス施設	2005	14	26	217.79	—	指定 管理	0 (126,415)	0 (160,456)	324,100
③白鳥木遊館	1992	27	17	804.44	—	指定 管理	0 (59,169)	0 (62,732)	226,000
④農林産物販売施設 三白の里ふれあい市場	1989	30	22	69.56	—	指定 管理	0 (1,166)	0 (1,061)	1,400
⑤ひるがの高原サービスエリア地域食材供給施設	2000	19	38	1,327.85	—	指定 管理	0 (97,582)	0 (176,717)	1,200,000
⑥新規作物等定着促進施設ひるがの物産館	1997	22	24	99.10	—	指定 管理	0 (940)	0 (857)	2,500

※支出額・収入額の上段は、市の収支を記載。下段の括弧書きは、指定管理者の収支を記載。（指定管理施設における市からの支出は、指定管理料のみを記載。）

全ての施設において耐震基準を満たしていますが、一部の施設で老朽化が進んでいます。管理運営は全て指定管理者制度で行い、指定管理者が支出する管理運営費の総額は約 335,000 千円、施設の使用料や物販等の売り上げなどの収入の総額は約 452,000 千円となっています。個別施設の状況は以下の通りです。

① 郡上旬彩館やまとの朝市

道の駅古今伝授の里やまとに隣接して設置しているもので、施設は、木造平屋建て、延床面積 272 m²。平成 22 年に新耐震基準で建設した建物で、建築から 9 年経過しています。

営業日・営業時間は、年末年始と火曜日を除く毎日、8 時 30 分から 16 時までで、指定管理者が支出する管理運営費の総額は約 49,900 千円、農産物・加工品の販売収入は約 50,100 千円となっています。



施設は、店舗、バックヤード等で構成し、栽培講習会を実施して出荷者の増加を図っているほか、県外客に商品を郵送販売したり、夏場に貯蔵しておいた野菜を飲食店に出荷するなど、農家の生産意欲の向上と地域食材の供給に寄与しています。隣接する道の駅と一体的に経営し、年間利用者数は約 131,100 人、取扱い品数は約 550,000 点に及んでいます。

② ぎふ大和パーキングエリア上り線道路サービス施設

東海北陸自動車道上り線に、道路管理者から事業用借地権を得て設置しているもので、施設は、鉄骨造平屋建て、延床面積 218 m²。平成 17 年に新耐震基準で建設した建物で、建築から 14 年経過しています。



営業日・営業時間は、年中無休 9 時から 21 時までで、指定管理者が支出する管理運営費の総額は約 126,400 千円、物産販売などの収入は約 160,500 千円となっています。

施設は、売店、休憩コーナー、バックヤード等で構成しているほか、屋外には屋台を配置し、様々な物産品の販売や食事の提供などを行ない、年間利用者数は約 324,100 人となっています。

③ 白鳥木遊館

道の駅清流の里しろとりを構成する施設で、木造 2 階建て、延床面積 804 m²。平成 4 年に新耐震基準で建設した建物で、建築から 27 年経過しています。

営業日・営業時間は、年末年始と第 2・第 4 水曜日を除く毎日、9 時から 18 時までで、指定管理者が支出する管理運営費の総額は約 59,200 千円、利用料金、林産加工物・地域特産物の販売収入などで約 62,700 千円の収入となっています。



施設は、展示販売所、工作室、多面的研修室、学習展示室等で構成し、木材を利用したトールペイント教室などの木工教室や、林産加工品や野菜等の地域特産物の販売、アウトドア商品の展示販売などを行い、道の駅と一体的に経営し、年間利用者数は約 226,000 人となっています。

④ 農林産物販売施設 三白の里ふれあい市場

高鷲観光協会の事務所に隣接して設置しているもので、施設は、木造平屋建て、延床面積 70 m²。平成元年に新耐震基準で建設した建物ですが、建築から 30 年が経過し老朽化が進んでいます。



営業日・営業時間は、5 月中旬から 10 月末までの土・日曜日の午前中のみで、指定管理者が支出する管理運営費の額は約 1,200 千円、特産品等の販売収入は約 1,100 千円となっています。

施設は、販売スペース等で構成し、ふれあい市場として、地域の高齢者（約 20 人）が生産する農林産物及び特産品の展示、販売を行い、年間利用者数は約 1,400 人となっています。

⑤ ひるがの高原サービスエリア地域食材供給施設

東海北陸自動車道上下線のひるがの高原サービスエリアに、道路管理者から事業用借地権を得て設置しているもので、施設は、それぞれ鉄骨造平屋建て、延床面積は上下線あわせて 1,328 m²。平成 12 年に新耐震基準で建設した建物で、建築から約 20 年が経過しています。なお、平成 20 年に下り線（276 m²）、平成 25 年に上り線（35 m²）で食材供給室などの増築を行っています。



営業日・営業時間は、年中無休 7 時から 22 時までで、指定管理者が支出する管理運営費の総額は約 97,600 千円、物産販売などの収入は約 176,700 千円となっています。

施設は、食材供給室、農畜産物販売所、厨房等で構成し、地場産の特産品の販売やフードコートでの食品の提供などが行われ、年間利用者数は上下線あわせて約 1,200,000 人となっています。

⑥ 新規作物等定着促進施設ひるがの物産館

ひるがの湿原植物園に隣接して設置しているもので、施設は、木造一部鉄筋コンクリート造 2 階建て、延床面積 99 m²。平成 9 年に新耐震基準で建設した建物で、建築から 22 年経過しています。

営業日・営業時間は、4 月から 10 月までの毎週木曜日を除く毎日 7 時から 15 時までで、指定管理者が支出する管理運営費の総額は年間約 900 千円、物産販売などの収入は約 900 千円となっています。



施設は、農産物販売所、公衆トイレ等で構成し、花をメインとした特産品開発及びブランド化、栽培技術の確立や加工品の開発等を支援する試験や研究を行っています。農林産物納品者の減少により、農林産物のみでは採算がとれないため、飲食を伴う加工品の提供や朝市なども行っており、隣接する湿原植物園や公衆トイレの利用者の立ち寄りなどを含め年間利用者数は約 2,500 人となっています。

郡上市の地場産の特産品の販売など直接の売上高は約 353,000 千円を上げるとともに、新たな雇用を創出するなど地域経済の振興、地域の活性化に寄与しており、引き続き機能の継続は必要です。

しかしながら、農業振興・産業振興の支援の一環として市が設置・保有してきたものの、すでに設置から 10 年～20 年以上経過して経営が安定してきていること、事業者の生産活動・生業に関わることであり、事業者が主体的に施設を運営することが望ましく、行政の役割は、事業者の活動を

支援する施策に重心を移す中で、これら施設については、現在の指定管理者への譲渡について検討が必要です。

ウ. 施設の分析・評価及び対応方針

公共施設等総合管理計画の今後の方向性に基づき、「施設の安全性・必要性」、「施設の有効性」、「管理運営の効率性」の視点から検証し、分析・評価を行いました。また、分析・評価の結果を踏まえて、施設の対応方針を定めました。これらの内容は、以下のとおりです。

基本的な考え方

郡上市の特産品などの販売や雇用創出などに寄与しているとともに、地域内外の交流拠点ともなっており、地域の産業振興と農業振興、観光振興を推進する観点から、その機能については基本的に今後も継続するものの、道の駅をはじめ、民間施設を含めると市内には数多くの物販施設が設置されていることから、民間施設の営業を優先に、公共での物販施設の配置や経営のあり方を含め、再編・再配置を検討していきます。

その上で、当該分野の施設については、既に開設から10～20年以上経過し、経営が安定していること、施設で行われていることが地域特産品などの販売であり、事業者の生産活動・生業を通じて収益をあげており、民間事業者や団体が主体的に施設を管理していくことが可能な施設も見受けられることから、施設での実施内容や経営状況、その他第三者に及ぶ諸条件等を精査し、現在の指定管理者等への譲渡について協議を進めます。

施設の改修等については、協議の中で関係者と調整します。

機 …機能の分析・評価 施 …建物の分析・評価 管 …管理運営に関する分析・評価

① 郡上旬彩館やまの朝市

- 機 ・道の駅と一体的な農産物の販売施設であり、年間売り上げも約50,000千円、年間利用者数も13万人を超え、地域の活性化に寄与しています。また、大和地域における朝市機能のほか、市内各地で開催される朝市のネットワーク情報共有の拠点となっていることから、機能については継続していく必要があります。
- 施 ・耐震基準を満たし、建築から9年が経過しており、継続使用するための改修が必要です。
- 管 ・経営が安定し、収益性の高い施設であり、施設・経営の譲渡について協議が必要です。

◆施設ごとの対応方針

機能: 継続 施設: 検討

- 農産品の展示販売を通じて地域の活性化に寄与していることから、機能は継続します。
- 当面指定管理制度で運営しますが、施設・経営の譲渡について、現在の指定管理者と施設の改修のあり方を含めて協議します。

② ぎふ大和パーキングエリア上り線道路サービス施設

- 機 ・東海北陸自動車道内のサービスエリアでの物販等により年間約160,000千円の売り上げがあり、年間利用者数も32万人を超え、地域の活性化に寄与していることから継続していく必要があります。
- 施 ・耐震基準を満たし、建築から14年経過しており、継続使用するための改修が必要です。
- 管 ・道路管理者（NEXCO 中日本）から事業用借地権を得て設置している施設であり、契約に基づき運営する必要がありますが、施設・経営の譲渡を含め、施設の設置及び管理運営のあり方について、道路管理者及び関係自治体との協議が必要です。

◆施設ごとの対応方針

機能: **継続**

施設: **検討**

- 地域の特産物の展示販売を通じて地域の活性化に寄与していることから、機能は継続します。
- 当面、指定管理者制度で運営しますが、事業用借地権等の条件なども含め、将来的には現在の指定管理者への施設及び経営の譲渡について道路管理者等と協議し、その結果に基づき施設のあり方について検討します。

③ 白鳥木遊館

機

・道の駅と一体的な物販施設であり、地域経済の活性化にとって機能の継続は必要なものの、安定的に経営していることから民間の自立した運営も可能であり、施設の位置づけ、市の関わり方について検討が必要です。

施

・耐震基準は満たしており、建築から 27 年経過しています。上記の検討結果を踏まえ、経営権及び施設の譲渡を含めて、今後のあり方について検討が必要です。

管

・市の関わり方の方向性を踏まえ、施設の譲渡を含め管理運営のあり方について検討する必要があります。

◆施設ごとの対応方針

機能: **検討**

施設: **検討**

- 道の駅を構成する施設のため、施設の位置づけ、市の関わり方について検討し、その結果に基づき、経営権及び施設の譲渡を含め、今後のあり方について検討します。

④ 農林産物販売施設 三白の里ふれあい市場

機

・農林産物や特産品の展示・販売により年間約 1,000 千円を売り上げ、年間利用者が約 1,400 人となっています。地域の生産者の拠り所となっていることから、今後のあり方について検討が必要です。

施

・耐震基準は満たしているものの、建築から 30 年経過し、施設の老朽化が進んでおり、継続使用するための改修が必要です。

管

・観光協会の事務所が隣接しており、一体的な管理運営により効果的・効率的な展開が期待できることから、施設・経営の譲渡について協議が必要です。

◆施設ごとの対応方針

機能: **継続**

施設: **譲渡**

- 農林産物や特産品の販売を通じて地域の農業生産者の拠り所ともなっています。隣接する観光協会の事務所と一体的に管理運営することで効果的・効率的に運営できることから、施設・経営の譲渡について現指定管理者と協議します。

⑤ ひるがの高原サービスエリア地域食材供給施設

機

・東海北陸自動車道内のサービスエリアでの物販等により年間約 176,000 千円の売り上げがあり、年間利用者数も 120 万人に及び、地域の活性化に寄与していることから継続していく必要があります。

施

・耐震基準を満たし、建築から 20 年経過しており、継続使用するための改修が必要です。

管

・道路管理者（NEXCO 中日本）から事業用借地権を得て設置している施設であり、契約に基づき運営する必要がありますが、施設・経営の譲渡を含め、施設の設置及び管理運営のあり方について、道路管理者及び関係自治体との協議が必要です。

◆施設ごとの対応方針

機能: **継続**

施設: **検討**

- 地域の特産物の展示販売を通じて地域の活性化に寄与していることから、機能は継続します。
- 当面、指定管理者制度で運営しますが、事業用借地権等の条件なども含め、将来的には現在の指定管理者への施設及び経営の譲渡について道路管理者等と協議し、その結果に基づき施設のあり方について検討します。

⑥ 新規作物等定着促進施設ひるがの物産館

- 機** ・新規作物、ブランドの定着、加工品の開発を主目的にした施設ですが、実態は飲食を伴う加工品の提供を主に、農林産物販売所としても使用されており、機能及び施設のあり方について検討が必要です。
- 施** ・耐震基準は満たしているものの、建築から 22 年経過しており、機能のあり方の検討結果を受けて、今後のあり方について検討が必要です。
- 管** ・機能の見直しを進める中で、必要な管理体制の検討が必要です。

◆施設ごとの対応方針

機能: **検討** 施設: **検討**

- 施設の設置目的とは異なった使用になっていること、周辺に公衆トイレが設置されているものの、隣接するひるがの湿原植物園利用者の立ち寄り先（トイレ使用含む。）となっていることから、当該施設の必要性、観光地に相応しい公衆トイレの設置を含め、当該施設のあり方について検討します。

エ. 展開スケジュール

○ 10 年間（令和元年度～令和 10 年度）の取組み〈主なもの〉

- ・地域の産業振興、農業振興、観光振興の拠点となっているものの、道の駅や民間の施設を含め、市内には数多くの物販施設が設置されていることから、拠点施設を中心とした再編について検討を行い、一部施設の集約化を進めます。
- ・指定管理者や、道路管理者等の第三者との諸条件を整理・検証し、施設譲渡の可能性について検討、協議します。
- ・継続使用するために、必要な改修を行います。

施設名等		R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度～R10 年度
全体事項	他の施設を含めて物販施設の再編の検討	→→→ 施設の実施事業や経営状況等を精査し、類似施設との再編、再配置の検討			→→→→→→→ 検討結果に基づく対応		
	①郡上旬彩館やまとの朝市	→→→ 経営状況を踏まえ、譲渡について協議			→→→→→→→ 協議結果に基づく対応		
	②ぎふ大和パーキングエリア上り線道路サービス施設 ⑤ひるがの高原サービスエリア地域食料供給施設	→→→ 道路管理者等と施設経営の譲渡の検討・協議			→→→→→→→ 検討・協議結果に基づく対応		
	③白鳥木遊館	→→→ 譲渡を含む今後のあり方の検討			→→→→→→→ 検討結果に基づく対応		
	④農林産物販売施設 三白の里ふれあい市場	→→→ 観光協会と譲渡について協議			→→→→→→→ 協議結果に基づく対応		
	⑥新規作物等定着促進施設ひるがの物産館	→→→ 近隣施設を含めた施設のあり方検討			→→→→→→→ 検討結果に基づく対応		

オ. 概算事業費

○ 方向性を決定した施設

(単位:千円)

対象施設	施設 の 対 応 方 針	更新費用の試算(10年間分【R1～R10】)						備考	年間維持 管理経費
		現状維持した場合			本計画を実施した場合				
		大規模 改修	建替え	計	大規模 改修	建替え	計		
農林産物販売施設 三白の里ふれあい 市場	譲渡	14,000	0	14,000	0	0	0	指定管理	0
合 計		14,000	0	14,000	0	0	0		0

○ 引き続き検討を要する施設

(単位:千円)

対象施設	施設 の 対 応 方 針	更新費用の試算(10年間分【R1～R10】)				備考	年間維持 管理経費
		現状維持した場合					
		大規模 改修	建替え	計			
郡上旬彩館やまとの朝市	検討	0	0	0		指定管理	0
ぎふ大和パーキングエリア上り線道路サービス施設	検討	0	0	0		指定管理	0
白鳥木遊館	検討	161,000	0	161,000		指定管理	0
ひるがの高原サービスエリア地域食材供給施設	検討	0	0	0		指定管理	0
新規作物等定着促進施設ひるがの物産館	検討	20,000	0	20,000		指定管理	0
合 計		181,000	0	181,000			0

※建築後 30 年で大規模改修、60 年で建て替えが必要と想定した場合における計画期間内の概算費用を示しています。(一般財団法人地域総合整備財団作成の「公共施設更新費用試算ソフト」により算定)

※引き続き検討を要する施設は、計画期間内(方向性が決定する間)の更新を行わないこととしています。

(2) その他産業振興施設

ア. 施設概要

市の産業振興の促進と人材の育成・確保等を図るため、郡上市産業プラザを設置しています。

番号	施設名称	複合機能	地域	備考(入居団体)
①	郡上市産業プラザ	庁舎(商工観光部)	八幡	1 階:商工会、産業支援センター 2 階:市役所商工観光部、観光連盟 マリアージュ郡上(結婚相談所) 3 階:郡上ケーブルテレビ放送センター、シルバー人材センター 4 階:ふるさと定住機構

※入居団体の内、下線があるものは市の行政組織又は市の施策推進のために設置している団体。

イ. 現状と課題

対象施設	建築年 (年)	経過 年数 (年)	耐用 年数 (年)	延床面積 (㎡)	職員数 (人)	運営 形態	支出額 (千円)	収入額 (千円)	備考
①郡上市産業プラザ	2018	1	50	1,576.68	(市) 16 (他) 29	直営	8,906	1,555	

※職員数の(市)は、商工観光部の職員数、(他)は入居団体等の職員数の合計。

① 郡上市産業プラザ



郡上市産業プラザは、鉄筋コンクリート造4階建て、延床面積1,577㎡。平成30年に新耐震基準で建設した建物です。

開館日・開館時間は、毎日8時30分から17時15分まで(交流ホールは8時30分から22時まで)、管理運営は直営で、建物全体の管理は市が行い、各部屋の日常的な管理はそれぞれの入居団体が行っています。管理運営費の総額は、年間約8,900千円、入居団体からの共益費等として約1,600千円の収入があります。

施設の1階には郡上市商工会、産業支援センター、2階には市役所商工観光部(商工課・観光課)、郡上市観光連盟、マリアーージュ郡上(結婚相談所)、3階には郡上ケーブルテレビ放送センター、郡上市シルバー人材センター、4階にはふるさと定住機構が入居しているほか、1～3階には101会議室、201会議室、301会議室を、4階には一般利用のための交流ホールを設置しています(101会議室、交流ホール=稼働率21.2%は商工会が、201会議室、301会議室は市が管理)。

産業プラザには、郡上市の産業振興を担う諸団体が入居し、情報共有や機能連携を図り、商品開発や販路の拡大、起業支援などの取組みを行い地域経済の発展に寄与しています。

本施設は、産業支援センターや、商工会、観光連盟、市役所商工観光部(商工課・観光課)、ふるさと定住機構が、情報共有、連携し、産業振興・雇用促進施策を行う拠点として郡上市内の中小企業・小規模事業者の環境変化への対応力強化、経営革新、商品開発や販路拡大、雇用対策など持続発展のための多様な課題への対応、人材育成、起業支援、事業継承の促進など産業の土壌づくりを行い、産業振興の拠点機能を担っていることから継続していく必要があります。

施設は建設して間もない建物であり、将来を見据えて、予防保全を含む計画的な改修が必要です。

建物自体の管理運営は、現在直営で行っている一方、入居する郡上ケーブルテレビ放送センターは、ケーブルなどの情報基盤やシステム等の管理業務を指定管理者制度で行っていることから、施設全体の管理運営のあり方について検討が必要です。

ウ. 施設の分析・評価及び対応方針

公共施設等総合管理計画の今後の方向性に基づき、「施設の安全性・必要性」、「施設の有効性」、「管理運営の効率性」の視点から検証し、分析・評価を行いました。また、分析・評価の結果を踏まえて、施設の対応方針を定めました。これらの内容は、以下のとおりです。

基本的な考え方

市内の中小企業・小規模事業者への支援や、経営革新、商品開発や販路拡大、人材育成や起業支援、事業継承の促進などの産業の土壌づくりと、入居団体とのネットワークも含めた産業振興のワンストップ機能を備え、郡上市の地域経済の発展・産業振興に寄与していることから、今後も継続します。

平成 30 年に建設した施設であり、将来を見据え予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。

管理運営については、入居団体の費用負担も含め、効率的・効果的な手法について検討します。

機 …機能の分析・評価 施 …建物の分析・評価 管 …管理運営に関する分析・評価

① 郡上市産業プラザ

機 ・産業振興に関するワンストップサービスの機能展開を図るため、今後が必要です。

施 ・平成 30 年に建設した施設であり、将来を見据え計画的な改修が必要です。

管 ・民間活力を活用した、効率的、効果的な管理運営について検討が必要です。

◆施設ごとの対応方針

機能: 継続 施設: 継続

- 産業振興の拠点として、産業支援センターなど入居団体との連携・強化を図りながら継続します。
- 施設は、将来を見据えて、予防保全を含め計画的な改修を行い、長寿命化を図ります。また、効率的・効果的な管理運営手法を検討します。

エ. 展開スケジュール

○ 10 年間（令和元年度～令和 10 年度）の取組み《主なもの》

- ・ 保全計画・長寿命化計画を検討、作成します。
- ・ 効率的・効果的な管理運営手法について、入居団体等との協議、検討を行います。

施設名等	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度～R10 年度
① 郡上市産業プラザ	→→→ 保全計画の策定			→→→→→→ 計画に基づく対応		
	→→→ 管理運営のあり方の検討・協議			→→→→→→ 検討・協議結果に基づく対応		

オ. 概算事業費

(単位:千円)

対象施設	施設 の 対 応 方 針	更新費用の試算(10 年間分【R1～R10】)						備考	年間維持 管理経費
		現状維持した場合			本計画を実施した場合				
		大規模 改修	建替え	計	大規模 改修	建替え	計		
郡上市産業プラザ	継続	0	0	0	0	0	0		9,000
合 計		0	0	0	0	0	0		9,000

※建築後 30 年で大規模改修、60 年で建て替えが必要と想定した場合における計画期間内の概算費用を示しています。(一般財団法人地域総合整備財団作成の「公共施設更新費用試算ソフト」により算定)

2. 農業施設（加工センター、共同作業所等）

ア. 施設概要

地域の農林産品の開発や経営技術の改善、農産加工品の高付加価値化による販路拡大などにより、農業生産の向上を通じて、郡上市における農業振興を図るため、八幡、白鳥、高鷲、美並、明宝、和良の6地域に10か所の加工所等を設置しています。

番号	施設名称	複合機能	地域	備考（指定管理者）
①	八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟	－	八幡	地域の管理組合（任意団体）
②	白鳥ふれあいの館	道の駅	白鳥	公共的団体（観光協会、森林組合等）が出資する株式会社
③	白鳥農畜産物処理加工施設（そば工房源助さん）	道の駅	白鳥	
④	白鳥ふるさと食品加工伝承施設	－	白鳥	公共的団体（農業用水農業協同組合）
⑤	高鷲農畜産物処理加工施設	－	高鷲	株式会社
⑥	美並基幹集落センター	コミュニティセンター	美並	
⑦	美並農村女性の家（農産加工所含む）	－	美並	
⑧	明宝農産物加工場（明宝レディース）	－	明宝	市が出資する第三セクター
⑨	和良農産物加工施設	－	和良	株式会社
⑩	和良農林産物生産施設	－	和良	株式会社

イ. 現状と課題

対象施設	建築年（年）	経過年数（年）	耐用年数（年）	延床面積（㎡）	職員数（人）	運営形態	支出額（千円）	収入額（千円）	利用者数（人）
①八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟	1994	25	24	165.50	－	指定管理	0 (267)	0 (287)	800
②白鳥ふれあいの館	1994	25	17	127.94	－	指定管理	0 (9,672)	0 (8,625)	16,000
③白鳥農畜産物処理加工施設（そば工房源助さん）	2002	17	17	90.72	－	指定管理	0 (8,776)	0 (11,486)	24,400
④白鳥ふるさと食品加工伝承施設	1994	25	26	147.00	－	指定管理	0 (500)	0 (0)	－
⑤高鷲農畜産物処理加工施設	2001	18	38	633.24	－	指定管理	0 (282,262)	1,370 (233,687)	55,000
⑥美並基幹集落センター	1980	39	31	623.00	－	直営	1,155	49	3,900
⑦美並農村女性の家（農産加工所含む）	1985	34	17	233.56	－	直営	1,256	313	500
⑧明宝農産物加工場（明宝レディース）	1997	22	38	550.00	－	指定管理	0 (78,232)	0 (78,470)	－

対象施設	建築年 (年)	経過 年数 (年)	耐用 年数 (年)	延床面積 (㎡)	職員数 (人)	運営 形態	支出額 (千円)	収入額 (千円)	利用者数 (人)
⑨和良農産物加工施設	1998	21	17	179.98	—	指定 管理	0 (39,585)	0 (40,094)	—
⑩和良農林産物生産施設	1999	20	38	6,251.84	—	指定 管理	0 (159,274)	2,256 (177,534)	—

美並基幹集落センターを除き、すべて新耐震基準で建設しています。

管理運営は、美並基幹集落センター及び美並農村女性の家は直営で、人件費を含む管理運営費の総額は約 2,400 千円、施設使用料として約 400 千円の収入があります。

それ以外の 8 施設は指定管理で行い、指定管理者が支出する管理運営費の総額は約 579,000 千円、農林産物等の販売収入や施設利用料などの収入は約 555,000 千円となっています。市の支出はなく、高鷲農畜産物処理加工施設及び和良農林産物生産施設の指定管理者から、施設の使用料として約 3,600 千円の収入があります。個別施設の状況は以下のとおりです。

① 八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟

美しいむらづくりモデル地区整備事業の国庫補助金を活用し、平成 6 年に新耐震基準で建設した建物で、木造平屋建て、延床面積 166 ㎡。建築から 25 年経過しています。

開館日・開館時間は、年末年始と火曜日を除く毎日、8 時 30 分から 22 時までで、管理運営は指定管理者が行い、指定管理者が支出する管理運営費は年間約 270 千円で、隣接する民間のオートキャンプ場利用者からの収入（27 千円）、農産加工室の利用料金（260 千円）、あわせて約 290 千円の収入があります。指定管理料等、市からの支出はありません。

施設は、多目的研修室や農産加工室で構成し、農産加工室では、農産加工団体の「ひとそばえの里（明宝）」が、蕎麦などの加工・販売を行い、隣接のオートキャンプ場利用者の利用を含む年間利用者数は約 800 人で、各部屋の利用状況は以下のとおりです。



【利用状況】

部屋名	稼働率 (%)	部屋名	稼働率 (%)
多目的研修室	4.9	農産物物販売室	2.6

② 白鳥ふれあいの館

道の駅「清流の里しろとり」に併設している施設（平成 30 年度より道の駅として一体運営）で、木造平屋建て、延床面積 128 ㎡。平成 6 年に新耐震基準で建設した建物で、建築から 25 年経過しています。



営業日・営業時間は、年末年始（12 月 31 日～1 月 1 日）と火曜日を除く毎日、8 時 30 分から 18 時までで、管理運営は指定管理者が行い、指定管理者が支出する管理運営費は年間約 9,700 千円、飲食物の販売により約 8,600 千円の収入があります。

施設は、販売所のみで、手作りで飲食物を提供してテイクアウトで販売し、年間利用者数は約 16,000 人です。

③ 白鳥農畜産物処理加工施設（そば工房源助さん）

道の駅「清流の里しろとり」に併設している施設（平成 30 年度より道の駅として一体運営）で、木造平屋建て、延床面積 91 ㎡。平成 14 年に新耐震基準で建設した建物で、建築から 16 年経過しています。



営業日・営業時間は、毎年年末年始（12 月 31 日～1 月 1 日）と火曜日を除く毎日、8 時 30 分から 18 時までで、管理運営は指定管理者が行い、指定管理者が支出する管理運営費は年間約 8,800 千円、蕎麦の販売により約 11,500 千円の収入があります。

施設は、販売施設のみで、そば打ちの実演や調理等をして提供し、年間入込客数は約 24,500 人です。

④ 白鳥ふるさと食品加工伝承施設

農産物・山菜の加工・販売と伝統食品の加工技術を伝承するための施設で、鉄骨造平屋建て、延床面積 147 ㎡。平成 6 年に新耐震基準で建設した建物で、建築から 25 年経過しています。

開館日・開館時間は、年末年始と土日祝日を除く毎日、9 時から 17 時までで、実質は加工作業がある時のみ使用しています。



管理運営は、小水力発電を主要事業とする石徹白農業用水農業協同組合が指定管理で行い、管理運営費として 500 千円を支出しているものの、実質的には地元の食品加工組合が食品加工事業で使用し、指定管理者としての収入はありません。なお、食品加工組合の収支は、売上原価や販売費等を含め支出が年間約 5,500 千円、加工品の売上等で約 5,800 千円の収入があります。また、施設用地は指定管理者の所有地ですが、市の借地料負担はありません。

施設は、加工場のみで構成し、年間利用回数は約 200 回です。

⑤ 高鷲農畜産物処理加工施設

地域の農産物を加工処理し、特産品を創出している施設で、鉄骨造平屋建て、延床面積 633 ㎡。平成 13 年に新耐震基準で建設した建物で、建築から 18 年経過しています。

営業日・営業時間は、年末年始（12 月 31 日～1 月 1 日）を除く毎日、8 時から 17 時までで、管理運営は指定管理者が行い、指定管理者が支出する管理運営費は年間約 282,000 千円、特産品等の販売により約 234,000 千円の収入があります。市は施設使用料として指定管理者から 1,370 千円を収入しています。



施設は、農産物販売所、加工施設、見学者通路等で構成し、高付加価値を付けた特産加工品を製造して、ひるがの高原 S A に安定供給しているほか、直売所を併設して販売も行い、年間利用者数は約 55,000 人です。

なお、付属施設として平成 14 年に新耐震基準で建設した「とうふ工房」（78 ㎡）を備えていましたが、平成 28 年 10 月に現在の指定管理者へ無償譲渡しています。

⑥ 美並基幹集落センター

農村地域の生活向上と生涯学習活動の拠点施設として、鉄筋コンクリート造平屋建て、延床面積 623 ㎡。昭和 55 年に旧耐震基準で建設した建物（耐震診断、耐震改修は未実施）で、建設から 39 年が経過し施設・設備の老朽化が進んでいます。

開館日・開館時間は、毎日 8 時 30 分から 22 時までで、管理運営は直営で行い、人件費を含め

た管理運営費は年間約 1,200 千円、施設使用料等として約 50 千円の収入があります（支出に占める収入の割合は約 4%）。

施設は、「⑦美並農村女性の家」に隣接しており、集会室、商品開発室、健康管理室、教養室、農産加工室、営農相談室、図書室、事務室、浴室で構成し、地域のコミュニティ施設として利用されているほか、農産加工室では、美並地域の農産加工組合が農産加工品（もち）の生産販売活動を行っています。年間利用者数は約 3,900 人で、各部屋の年間の稼働率は以下のとおりです。



【利用状況】

部屋名	稼働率 (%)	部屋名	稼働率 (%)
集会室	23.2	営農相談室（農産加工室と一緒に使用）	9.3
商品開発室（旧研修室）	4.6	図書室（未活用）	0.0
健康管理室	2.9	事務室（茶道等で使用）	2.1
教養室	2.9	浴室（未活用）	0.0
農産加工室（旧調理室・宿直室）	9.3		

⑦ 美並農村女性の家（農産加工所含む）

「⑥美並基幹集落センター」に隣接し、女性・高齢者が生活改善の知識や技術を学習するほか、農産物の加工を行う施設で、木造平屋建て、延床面積 233 ㎡。昭和 60 年に新耐震基準で建設した建物で、建築から 34 年経過し、施設・設備の老朽化が進んでいます。

開館日・開館時間は、毎日 8 時 30 分から 22 時までで、管理運営は直営で行い、人件費を含め管理運営費は約 1,300 千円で、施設使用料等の収入は約 300 千円です（支出に占める収入の割合は約 23%）。

施設は、農産物加工室、健康増進室、加工相談室、農産物加工所で構成し、主に、美並地域の農産加工組合や市民が農産加工品（もち・みそ・こんにゃく・梅干し・らっきょ）の生産販売活動を実施しています。年間利用者数は約 500 人で、各部屋の年間の稼働率は以下のとおりです。



【利用状況】

部屋名	稼働率 (%)	部屋名	稼働率 (%)
農産物加工室	15.9	健康増進室	15.9
加工相談室	8.8	農産物加工所	3.3

⑧ 明宝農産物加工場（明宝レディース）

山村振興等農林漁業特別対策事業補助金を活用し、平成 9 年に新耐震基準で建設した建物で、鉄筋コンクリート造平屋建て、延床面積 550 ㎡。建築から 22 年経過しています。

営業日・営業時間は、年末年始と土日を除く毎日、8 時から 22 時までで、管理運営は指定管理者が行い、指定管理者が支出する管理運営費は年間約 78,200 千円、物販により約 78,500 千円の収入があります。



施設は、仕出し加工室、貯蔵室、冷蔵室、冷凍室、原材料置場及び洗場、包装室、調理加工室等で構成し、地域内で生産される夏秋トマトの規格外品を使ったトマトケチャップやきゅうらぶき、赤かぶなどの農産加工品を中心に製造・販売しています。施設の稼働日数は年間約 250 日です。

⑨ 和良農産物加工施設

地域の農産物を加工販売する施設で、木造平屋建て、延床面積 180 ㎡。平成 10 年に新耐震基準で建設した建物で、建築から 21 年経過しています。

営業日・営業時間は、年末年始と土日を除く毎日、8 時 30 分から 17 時で、管理運営は指定管理者が行い、指定管理者が支出する管理運営費は年間約 39,600 千円、物販により約 40,100 千円の収入があります。



施設は、加工室、貯蔵室、資材置き場、原料倉庫等で構成し、主に漬物、長寿団子等の名産品の生産を行っているほか、地元農作物を利用した特産品の開発を行っています。施設の年間の稼働日は約 260 日です。

⑩ 和良農林産物生産施設

地域の農林産物を加工・販売する施設で、鉄骨造平屋建て、延床面積 6,252 ㎡。平成 11 年に新耐震基準で建設した建物で、建築から 20 年経過しています。



営業日・営業時間は、年末年始と土日を除く毎日、8 時 30 分から 17 時で、管理運営は指定管理者が行い、指定管理者が支出する管理運営費は年間約 159,300 千円、物販により約 197,500 千円の収入があります。

施設は、管理棟、コンポスト生産棟、原料倉庫棟、栽培ハウス 12 棟で構成し、キクラゲ、シイタケの菌床ブロックの製造と生産を行っています。施設の年間の稼働日は約 250 日です。

郡上市の地場産の特産品の販売により直接の売上高が約 579,000 千円となっており、新たな雇用を創出するなど地域経済の振興、地域の活性化に寄与していることから、引き続き機能の継続は必要です。

しかしながら、農業振興・産業振興の支援の一環として市が設置・保有してきたものの、すでに設置から 20 年以上経過して経営が安定してきていること、事業者の生産活動・生業に関わることであり、事業者が主体的に施設を運営することが望ましく、行政の役割は、事業者の活動を支援する施策に重心を移す中で、これら施設については、現在の指定管理者等への譲渡について協議が必要です。

ウ. 施設の分析・評価及び対応方針

公共施設等総合管理計画の今後の方向性に基づき、「施設の安全性・必要性」、「施設の有効性」、「管理運営の効率性」の視点から検証し、分析・評価を行いました。また、分析・評価の結果を踏まえて、施設の対応方針を定めました。これらの内容は、以下のとおりです。

基本的な考え方

郡上市の特産品などの生産・販売を通じて、地域経済の活性化や雇用創出などに寄与するとともに、一部施設は地域内外の交流拠点ともなっており、地域の産業振興と農業振興、観光振興を推進する観点から、その機能については基本的に今後も継続します。

ただし、当該分野の施設の多くが既に開設から 20 年以上経過し、経営が安定していること、施設で行われていることが地域特産品などの生産加工が主であり、事業者の生産活動・生業を通じ

て収益を上げており、民間事業者や団体が主体的に施設を管理していくことが可能な施設も見受けられることから、施設での実施内容や経営状況を精査し、農業振興のための施策のあり方を別途検討することを前提に、現在の指定管理者等への譲渡について施設の改修のあり方を含め協議を進めます。

機 …機能の分析・評価 施 …建物の分析・評価 管 …管理運営に関する分析・評価

① 八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟

- 機 施 管
- ・農産加工施設や販売所を備え、地域活性化の拠点となっていることから、機能は今後必要です。しかしながら、実質的に民間のオートキャンプ場と一体の施設で、キャンプ場の運営は地元組合が実施していること、農産加工所は農産加工団体が物販等により収入を得て運営し、安定した経営を行っていることから、譲渡について施設の改修のあり方を含めて協議が必要です。

◆施設ごとの対応方針

機能: 継続 施設: 譲渡

- 農業振興施設としての機能を継続するものの、安定した経営を行っていることから、施設の譲渡について改修のあり方を含め協議します。

② 白鳥ふれあいの館

③ 白鳥農畜産物処理加工施設（そば工房源助さん）

- 機
- ・道の駅と一体的な生産加工・物販施設であり、地域経済の活性化にとって機能は今後必要です。しかしながら、安定的に経営していることから民間の自立した運営も可能であり、施設の位置づけ、市の関わり方について検討が必要です。
- 施
- ・耐震基準は満たしており、上記の検討結果を踏まえ、経営権及び施設の譲渡を含めて、今後のあり方について検討が必要です。
- 管
- ・市の関わり方の方向性を踏まえ、施設の譲渡を含め管理運営のあり方について検討する必要があります。

◆施設ごとの対応方針

機能: 検討 施設: 検討

- 道の駅を構成する施設のため、施設の位置づけ、市の関わり方について検討し、その結果に基づき、経営権及び施設の譲渡を含め、今後のあり方について検討します。

④ 白鳥ふるさと食品加工伝承施設

- 機 施 管
- ・主に地元組合が利用する農産加工施設であり、地域経済の活性化に寄与していることから今後必要です。しかしながら、地元の食材を加工・販売して安定的な経営を行っており、施設も耐震基準を満たしていることから、経営権及び施設の譲渡について施設の改修のあり方を含め協議が必要です。

◆施設ごとの対応方針

機能: 継続 施設: 譲渡

- 地元組合への経営権・施設の譲渡について、施設の改修のあり方を含め協議を進めます。

⑤ 高鷲農畜産物処理加工施設

- 機 施 管
- ・地元法人（元第3セクター）が生産活動を行うために設置された施設です。現状としても同法人が地元食材を加工し、ひるがの高原 SA に供給して安定した経営を行い、地域経済の活性化に寄与していること、施設は耐震基準を満たし、必要な修繕は指定管理者である同法人

が行っていることから、経営権及び施設の譲渡について施設の改修のあり方を含め協議が必要です。なお、既に関連施設の一部を譲渡済みとなっています。

◆施設ごとの対応方針

機能: 継続

施設: 譲渡

- 地元法人への経営権・施設の譲渡について、施設の改修のあり方も含め協議を進めます。

⑥ 美並基幹集落センター

⑦ 美並農村女性の家

機

- ・地域のコミュニティの機能については、利用実態を踏まえ、地域内の他の公共施設へ移転し継続することが必要です。
- ・農産加工施設としての機能は、当該施設の必要性や経営主体のあり方について検討が必要です。

施

- ・施設は耐震基準を満たしてなく、建築から 30 年以上経過し老朽化が進んでいること、当該施設の立地場所が土砂災害警戒区域にかかっていることを踏まえ、廃止に向けた協議が必要です。

管

—

◆施設ごとの対応方針

機能: 検討

施設: 検討

- コミュニティ施設としての機能は他の公共施設へ移転する一方、農産加工施設としての施設及び機能については、市が関与する必要性や度合い、経営主体のあり方を含めて検討します。

⑧ 明宝農産物加工場（明宝レディース）

機

施

管

- ・地元の食材を加工・製造し、地域経済の活性化に寄与していることから今後も必要です。しかしながら、経営は安定していること、施設は耐震基準を満たしていることから、経営権及び施設の譲渡について、国庫補助金の財産処分の規定に照らして協議が必要です。

◆施設ごとの対応方針

機能: 継続

施設: 譲渡

- 国庫補助金の財産処分の規定に照らし、地元法人への経営権及び施設の譲渡について協議します。

⑨ 和良農産物加工施設

機

施

管

- ・道の駅で物産販売を行う事業者の生産加工施設として利用され、経営も安定していること、施設も耐震基準を満たしていることから、経営権及び施設の譲渡について協議が必要です。

◆施設ごとの対応方針

機能: 継続

施設: 譲渡

- 道の駅で物産販売している事業者の生産加工施設となっていることから、経営権及び施設の譲渡について協議します。

⑩ 和良農林産物生産施設

機

施

管

- ・地元の農林産物の生産施設で、地域経済の活性化に寄与していることから今後も必要です。しかしながら、経営が安定していること、施設は耐震基準を満たし、既に修繕等は事業者が行っていることから、経営権及び施設の譲渡について協議が必要です。

◆施設ごとの対応方針

機能: 継続

施設: 譲渡

- 国庫補助金の財産処分の規定に照らし、経営権及び施設の譲渡について協議します。

エ. 展開スケジュール

○ 10 年間（令和元年度～令和 10 年度）の取組み《主なもの》

- 地域の産業振興、農業振興、観光振興の拠点となっており、指定管理者と経営権の移譲及び施設の譲渡について施設の改修のあり方を含め協議を行います。また、一部の施設については施設・機能のあり方について検討します。

施設名等		R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度～R10 年度
全体事項	他の施設を含めた加工施設の再編の検討	→→→ 施設の実施事業や経営状況等を精査し、類似施設との再編・再配置の検討			→→→→→→→→ 各種検討結果に基づく対応		
	経営権及び施設の譲渡の協議	→→→ 経営権及び施設の譲渡の協議					
	ソフト事業による農業振興施策のあり方検討	→→→ ソフト事業を中心とする農業振興策の検討					
①八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟		→→→ 経営権及び施設の譲渡の協議			→→→→→→→→ 協議結果に基づく対応		
②白鳥ふれあいの館 ③白鳥農畜産物処理加工施設 （そば工房源助さん）		→→→ 施設の方向性の検討 譲渡の協議			→→→→→→→→ 検討・協議結果に基づく対応		
④白鳥ふるさと食品加工伝承施設		→→→ 譲渡の協議			→→→→→→→→ 協議結果に基づく対応		
⑤高鷲農畜産物処理加工施設		→→→ 譲渡の協議			→→→→→→→→ 協議結果に基づく対応		
⑥美並基幹集落センター ⑦美並農村女性の家		→→→ コミュニティ機能の移転、農産加工機能及び経営のあり方検討			→→→→→→→→ あり方検討結果に基づく対応		
⑧明宝農産物加工場 （明宝レディース）		→→→ 譲渡の協議			→→→→→→→→ 協議結果に基づく対応		
⑨和良農産物加工施設		→→→ 譲渡の協議			→→→→→→→→ 協議結果に基づく対応		
⑩和良農林産物生産施設		→→→ 譲渡の協議			→→→→→→→→ 協議結果に基づく対応		

オ. 概算事業費

○ 方向性を決定した施設

（単位：千円）

対象施設	施設 の対 応方 針	更新費用の試算(10年間分【R1～R10】)						備考	年間維持 管理経費
		現状維持した場合			本計画を実施した場合				
		大規模 改修	建替え	計	大規模 改修	建替え	計		
八幡市島美しいむら づくり多目的管理棟	譲渡	33,000	0	33,000	0	0	0	指定管理	0
白鳥ふるさと食品加工 伝承施設	譲渡	29,000	0	29,000	0	0	0	指定管理	0
高鷲農畜産物処理 加工施設	譲渡	0	0	0	0	0	0	指定管理	0
明宝農産物加工工場 (明宝レディース)	譲渡	110,000	0	110,000	0	0	0	指定管理	0

対象施設	施設 の対 応方 針	更新費用の試算(10 年間分【R1～R10】)						備考	年間維持 管理経費
		現状維持した場合			本計画を実施した場合				
		大規模 改修	建替え	計	大規模 改修	建替え	計		
和良農産物加工施設	譲渡	18,000	0	18,000	0	0	0	指定管理	0
和良農林産物生産施設	譲渡	0	0	0	0	0	0	指定管理	0
合 計		190,000	0	190,000	0	0	0		0

○ 引き続き検討を要する施設

(単位:千円)

対象施設	施設 の対 応方 針	更新費用の試算(10年間分【R1～R10】)				備考	年間維持 管理経費
		現状維持した場合					
		大規模 改修	建替え	計			
白鳥ふれあいの館	検討	26,000	0	26,000		指定管理	0
白鳥農畜産物処理 加工施設(そば工房 源助さん)	検討	0	0	0		指定管理	0
美並基幹集落セン ター	検討	125,000	0	125,000			1,000
美並農村女性の家	検討	47,000	0	47,000			1,000
合 計		198,000	0	198,000			2,000

※建築後 30 年で大規模改修、60 年で建て替えが必要と想定した場合における計画期間内の概算費用を示しています。(一般財団法人地域総合整備財団作成の「公共施設更新費用試算ソフト」により算定)
 ※引き続き検討を要する施設は、計画期間内(方向性が決定する間)の更新を行わないこととしています。

3. 畜産施設（畜舎等）

ア. 施設概要

畜産振興の基盤の確立を図り、農業経営の安定に寄与するため、市営牧場を1か所設置しています。

番号	施設名称	複合機能	地域	備考(牧場を構成する施設)	
①	郡上市営水沢上牧場	普通財産（貸付用牛舎等）	明宝	厩舎	181.35 ㎡（W 造 2 階）
				めん羊舎	190.50 ㎡（S 造 1 階）
				管理棟	58.22 ㎡（W 造 1 階）
				肥料庫	70.00 ㎡（S 造 1 階）
				格納庫	155.70 ㎡（S 造 1 階）
				避難舎	286.20 ㎡（S 造 2 階）
				堆肥舎	475.30 ㎡（S 造 1 階）
				育成舎	986.40 ㎡（S 造 1 階）
				サイロ	225.00 ㎡（RC 造 1 階）

※牧場を構成する施設の内、下線があるものは市の行政財産として管理しているもの。

イ. 現状と課題

対象施設	建築年 (年)	経過 年数 (年)	耐用 年数 (年)	延床面積 (㎡)	職員数 (人)	運営 形態	支出額 (千円)	収入額 (千円)	備考
①郡上市営水沢上牧場	1992	27	17 28	2,628.67 (371.85)	0	直営	3,155	2,556	

※建築年及び耐用年数は、行政財産として市が管理する厩舎及びめん羊舎の年数を記載。

※延床面積は、普通財産を含む建物全体の面積を上段に、行政財産として市が管理する建物の面積を下段に括弧書きで記載。

① 郡上市営水沢上牧場



郡上市営水沢上牧場は、敷地内（100.2ha＝1,002,000 ㎡）にいずれも新耐震基準で建設した9施設（延床面積合計約2,629 ㎡）を設置する、唯一の市営牧場です。

施設は、平成4年に建設した、厩舎（181 ㎡）及びめん羊舎（191 ㎡）のほか、普通財産として管理している7施設（旧畜舎（育成舎））などで構成し、厩舎及びめん羊舎以外は、敷地（8,000 ㎡）も含め地元の畜産農家に賃貸しています。

牧場では、市の事業として妊娠牛の放牧を受け入れており、牧場の放牧期間は、毎年5月下旬から10月下旬までで、管理運営は直営で行い、牧草地の管理業務について一部委託しています。管理運営費は、委託料を含め年間約3,160千円、牧場の使用料（2,300千円）と施設及び施設敷地等の貸付料（260千円）で、年間約2,560千円の収入があります。（支出に占める収入の割合は約81％）

なお、厩舎及びめん羊舎は、放牧中の牛の怪我や病気発生時の緊急避難施設及び、放牧資材や機械の倉庫として使用しています。

市では、合併時に高鷲牧場と水沢上牧場の２場体制で放牧事業を実施していましたが、高鷲牧場は平成 18 年に放牧事業を休止するとともに普通財産化（平成 21 年から施設を民間貸付）し、放牧事業は水沢上牧場へ一本化をしました。その後、放牧料の値下げ等を行い、延べ 1 万頭を超える利用がありましたが、赤字経営が続いていたこと、また、民間でも行っている畜産経営との明確な違いが打ち出せない状況であったことから、補助事業の財産処分年限中は普通財産として管理し、補助金返還を伴わない金額で民間に貸し付けるとともに、補助金の残存期間が最長の施設（サイロ）の減価償却終了年以降（令和 6 年以降）に無償譲渡する方向性（「水沢上牧場の民営化の方向性」）を平成 26 年度に決めました。

現在も、賃貸借契約に基づき地元の畜産農家に賃貸を行っていますが、今後、この方向性に基づいて、関係者と協議を進めながら、譲渡に取り組んでいくことが必要です。

ウ. 施設の分析・評価及び対応方針

公共施設等総合管理計画の今後の方向性に基づき、「施設の安全性・必要性」、「施設の有効性」、「管理運営の効率性」の視点から検証し、分析・評価を行いました。また、分析・評価の結果を踏まえて、施設の対応方針を決めました。これらの内容は、以下のとおりです。

基本的な考え方

郡上市の畜産振興のため、引き続き市と民間における畜産経営の役割を明確にしながら、市の施策に必要な畜産施設（厩舎・めん羊舎）について継続します。

機 …機能の分析・評価 施 …建物の分析・評価 管 …管理運営に関する分析・評価

① 郡上市営水沢上牧場

- 機 施** ・現在貸し付けている旧畜舎等については、耐震基準を満たしており、建築から 32 年経過しているものの普通財産であり、譲渡が予定されていることから、適切な管理が必要です。
- ・放牧中における、牛の怪我や病気等発生時の緊急避難機能は今後必要で、その機能を担う厩舎及びめん羊舎は、耐震基準を満たしているものの、建築から 27 年経過しており、継続使用するための修繕が必要です。
- 管** ・現在の管理運営手法での継続が望まれます。

◆施設ごとの対応方針

■旧畜舎等 7 施設

機能: 継続 施設: 譲渡

■厩舎・めん羊舎

機能: 継続 施設: 継続

- 普通財産である旧畜舎等の 7 施設については、適切な管理のもと維持しながら、令和 6 年の譲渡を進めます。
- 緊急避難機能のための厩舎及びめん羊舎については、市の放牧事業のあり方に合わせ、必要な修繕を行いながら継続します。

エ. 展開スケジュール

○ 10 年間（令和元年度～令和 10 年度）の取組み〈主なもの〉

- ・ 普通財産である旧畜舎等 7 施設について、「水沢上牧場民営化の方向性」に基づき計画期間内に譲渡します。
- ・ 放牧中の緊急避難所となる厩舎及びめん羊舎については、必要な修繕を行いながら継続します

施設名等	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度～R10 年度
① 郡上市営水沢上牧場	→→→→→ 旧畜舎等 7 施設の譲渡に向けた調整					譲渡
	→→→→→→→→→ 必要な修繕の実施 (厩舎・めん羊舎)					

オ. 概算事業費

(単位:千円)

対象施設	施設 の 対 応 方 針	更新費用の試算(10 年間分【R1～R10】)						備考	年間維持 管理経費
		現状維持した場合			本計画を実施した場合				
		大規模 改修	建替え	計	大規模 改修	建替え	計		
郡上市営水沢上牧 場	譲渡	451,000	0	451,000	0	0	0	普通財産	
	継続	75,000	0	75,000	75,000	0	75,000		3,000
合 計		526,000	0	526,000	75,000	0	75,000		3,000

※建築後 30 年で大規模改修、60 年で建て替えが必要と想定した場合における計画期間内の概算費用を示しています。(一般財団法人地域総合整備財団作成の「公共施設更新費用試算ソフト」により算定)